

空き家は適正に管理しましょう

■問合せ…建築住宅課 (☎025-520-5786)

異常降雪に見舞われた令和3年1月、市内では管理が不適切な空き家の倒壊が複数発生しました。幸い人的被害はなかったものの、処置のために道路が通行止めになるなど、市民生活に大きな影響が生じました。

空き家は、所有者や管理者が適切に管理しなければなりません。万が一、適切な管理を怠ったために被害が発生した場合は、原因となった空き家の所有者や管理者が損害賠償責任を負うことがあります。このような事態を未然に防ぐとともに、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、日頃から適切な管理をお願いします。



雪の重みで倒壊した家屋

空き家などの管理を行う支援

空き家を適切に管理するため、市では次の3団体と協定を締結しています。自分で管理することが難しい人は、各団体にご相談ください（各サービスとも有料です）。

- (公社)上越市シルバー人材センター (☎025-522-2812)
庭木の手入れ、冬囲い、除草など
- (一財)上越市環境衛生公社 (☎025-543-4121)
除草、剪定、ごみ・不用品の分別回収、家屋内清掃など
- NPO法人新潟ホーム管理サービス (☎025-543-7227)
定期巡回、通風・通水、ポスト内の整理など



空き家対策セミナー、個別相談会

家屋の所有者や相続人として、空き家となる前に行うべきことや空き家となった後の適切な維持管理、市の支援制度についてお話しします。終了後は、空き家相談士による個別相談会を行います。秘密は固く守られます。

▶とき…2月26日㊥ ▶ところ…市民プラザ ▶対象…空き家の所有者、将来的に空き家を相続する可能性のある人など

●第1部 空き家対策セミナー

▶とき…午後1時30分～3時 ▶定員…70人（超過した場合は入場できないことがあります）

▶講師…空き家相談士

●第2部 個別相談会（要事前申し込み）

▶とき…午後3時～5時（1人当たり30分間）▶定員…12人（超過した場合は、申し込み時にお聞きした空き家の状態などにより対象者を決定し、申込者に相談開始時間と合わせてお知らせします）

▶申し込み…2月14日㊤までに建築住宅課 (☎025-520-5786)

※第1部、第2部いずれも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、体調の悪い人は参加を控えてください。また、マスクを着用してご参加ください。